

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 22年 10月 日見直)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 養蜂振興法  |
| 根拠条項    | 第4条第1項   |
| 許認可等の種類 | 転飼養蜂の許可  |
| 法令の定め   | 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 法令の定めに尽くされている<br>〔 転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与承認が得られており、支障がない 〕<br>と認められること。   |
| 標準処理期間  | 総期間 21日・丹 (注：休日は含まない。)<br>経由機関 15日・丹 (総合振興局・振興局)<br>協議機関 日・月 ( )<br>処分機関 6日・丹 (農政部畜産振興課 )                                  |
| 処分担当課   | 農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5439)  |
| 申請先     | 総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号： )   |
| 問い合わせ先  | 農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)  |
| 備考      | (公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html</a> ) |

畜産26

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成22年10月 日見直)

|         |  |       |              |
|---------|--|-------|--------------|
| 法令名     | 北海道蜜蜂転飼条例  |       |              |
| 根拠条項    | 第3条第1項   |       |              |
| 許認可等の種類 | 転飼養蜂の許可  |       |              |
| 法令の定め   | 業として蜜蜂の飼育を行う者は、転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。   |       |              |
| 審査基準    | 転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与承認が得られており、支障がないと認められること。  |       |              |
| 標準処理期間  | 総期間  | 21日・丹 | (注：休日は含まない。) |
|         | 経由機関   | 15日・丹 | (総合振興局・振興局)  |
|         | 協議機関   | 日・月   | ( )          |
|         | 処分機関   | 6日・丹  | (農政部畜産振興課 )  |
| 処分担当課   | 農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5439)  |       |              |
| 申請先     | 総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号： )   |       |              |
| 問い合わせ先  | 農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)  |       |              |
| 備考      | (公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html</a> ) |       |              |

畜産27